

処方箋 第57号

処方箋 第57号

気を付けて！SOSが出せない人が狙われとるで！！

（事例1）80歳代の母から、**1,080円**の健康食品の振込用紙を渡されたが商品が見当たらない。母は、クモ膜下出血で倒れて以来、**記憶が曖昧**で覚えていないという。わずかな金額なので支払っても良いが、支払うことにより、**次の被害が発生しないか心配**。

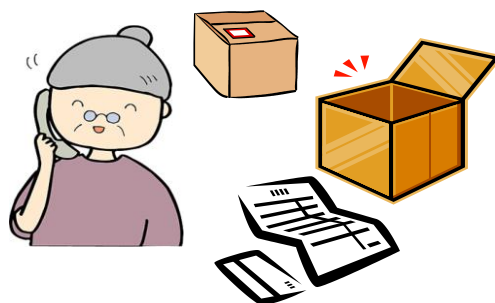
（50歳代男性）

（事例2）60歳代の妻宛に健康食品が届き、3万円の請求書が入っていた。**これで、3回目**で、会社名は、毎回異なるが、請求書の様式が全く同じ。これまで「**今回が最後**」と言われるので支払ってきた。妻は脳内出血で治療を受けていて、**記憶も曖昧**で覚えていないというが、**妻が自分から電話をかけるとは思えない**。

（60歳代男性）

<相談の経緯>

事例1は「電話で注文を受けたから商品を発送した。商品の返却ができないのであれば代金を支払え。」事例2は「新聞広告を見たという電話で注文を受けた。キャンセルはできないので代金を支払え。」と主張する。両社に、**注文したという事実を裏付ける証拠を提示してほしいと根気強く、何度も申し入れをした結果、数週間後に、両者とも今回は事情を考慮し請求を放棄する**と回答があった。**判断力不足については気付かなかったと事業者は主張するが、少し話せば会話に不自然さがあり気付いていたのではないかと考えられる。**



「見守りお助けグッズ」って・・・

消費者庁が高齢者宅に**定期的に注意喚起の電話**をかけたり、**電話機にアナウンス付き通話録音装置を設置するモデル事業**を行ったところ、**不審電話が減る効果**があったという結果を発表しました。

アナウンス付通話録音装置とは、**着信時「犯罪被害防止のため自動録音されます。」というアナウンスが発信者側に流れます。**また、**自動的に通話を録音**するので警察に提供することなど捜査に役立てることが出来ます。電器店で1万数千円で販売されていますので、直接、ご確認ください。



詐欺の入り口は電話！「見守りお手助けグッズ」を活用するののも一つの方法



但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん

しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター
相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン
相談電話：0796-23-1999